



全ト協発第22号（広・企）
令和2年4月10日

国土交通省自動車局
局長 一見 勝之 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



再発防止に向けた文部科学省への申し入れのお願い

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月9日付けの一部新聞において、新型コロナウイルス感染拡大地域への運行を行うトラックドライバーの世帯に対し、愛媛県内の小学校長が児童の自宅待機を求め、当該児童が入学式と始業式を欠席したとの報道がありました。

トラック輸送は、国内貨物輸送の90%以上を担う重要な役割を果たしております。そして、今般の新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる状況においても、トラックドライバーは地域のくらしと経済を守るために、自らの感染リスクの中にあっても、使命感を持って物資輸送にあたっております。

しかし、今般の事案は、トラックドライバーおよびその家族への偏見を生じさせる恐れのあるものであり、感染拡大地域への物資輸送に支障を来す事態にもつながり兼ねないため、当協会としても看過することができません。

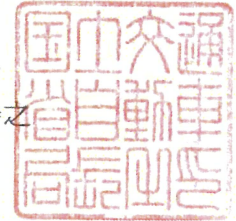
つきましては、このような事案が今後発生しないよう、文部科学省に強く申し入れしていただきたくお願い申し上げます。



国自貨第8号
令和2年4月15日

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司 殿

国土交通省自動車局長
一見 勝之



教育機関等における児童の自宅待機に係る不適切な事案に対する申入れ

今般、一部の学校について、新型コロナウイルスの感染が拡大している地域への運行を行ったトラックドライバーの世帯に対して、子ども及びそのご家族の健康状態に問題がないにも関わらず、登校を自粛し自宅待機を求めた事案がありました。

国土交通省としては、外出が自粛される中、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラである物流を維持するためご尽力いただいているトラックドライバーの世帯に対して、健康状態に問題がないにも関わらず、自宅待機を求めたことは不適切であると考えております。

これを受けて、別添のとおり公益社団法人全日本トラック協会から文部科学省に対する申入れの要請があったことも踏まえ、国土交通省としては、このような事案が今後発生することがないように、速やかに教育機関等に周知・徹底を行うようお願いいたします。また、その結果をご教示ください。

2文科初第 130 号
令和 2 年 4 月 16 日

国土交通省自動車局長
一見勝之殿

文部科学省初等中等教育局長
丸山洋司



教育機関等における児童の自宅待機に係る不適切な事案に対する
申入れについて（回答）

令和 2 年 4 月 15 日付け国自貨発第 8 号をもって貴職から申入れのあった標記の件について下記のとおり回答します。

記

御指摘の一部の学校において、新型コロナウイルスの感染が拡大している地域への運行を行ったトラックドライバーの世帯に対して、子供及びその御家族の健康状態に問題がないにも関わらず、登校を自粛し自宅待機を求めた事案が発生したことは誠に遺憾です。

文部科学省としては、社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機とする措置は不適切であり、あってはならないことと考えており、当該学校を設置する市町村教育委員会に対して、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を通じて、このような不適切な事案を生じさせないよう指導するとともに、全国の教育委員会等に対し、改めて新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の防止の徹底に努めるよう 4 月 16 日付けで通知を発出したところです。

また、文部科学省から示している「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A」に今回の事案に関する記述を追加し、文部科学省としての考え方を明確に示し、教育機関等に周知を図ったところです。

文部科学省としては、今後とも教育機関において新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別が生じないよう努めてまいります。

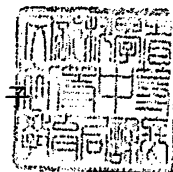


別添

2 初健食第3号
令和2年4月16日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課長・学校保健担当課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
各国公立大学法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
平山直



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の
防止等の徹底について（通知）

今般、一部の学校において、社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機とする事案が発生しました。新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、不適切であり、あってはならないことと考えています。ついては、正しい情報に基づく適切な判断・行動をとっていただき、以下のQ&Aも参考に、改めて偏見や差別の防止の徹底に努めていただくようお願いします。

また、各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮していただくようお願いします。

なお、子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24 時間子供SOSダイヤル」等を当省ホームページやSNS等を通じて周知していますので、適宜活用していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

（参考）

- ・学校再開に関するQ&A（子供たち、保護者、一般の方へ）【令和2年4月15日時点版】
問11（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00003.html#q11
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（4月15日時点） 問24（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/content/20200415-mxt_kouhou02-000004520_01.pdf

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

TEL：03-5253-4111（内線2070）